

追加日程第4 決議第1号 「議案第73号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度 佐々町新庁舎建設工事）」に対する附帯決議（案）

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和6年9月第3回佐々町議会定例会本会議の4日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

なお、教育委員会の説明員として、教育長職務代理者の中村尚広委員が出席しておりますので報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、5番、長谷川忠君、6番、阿部豊君を指名します。

日程第2に入ります前に御説明いたします。

議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）は、本定例会2日目に、新庁舎建設に関する調査特別委員会に付託されました。10月1日に特別委員会を開催し、付託議案の審議を予定しておりましたが、その前に、執行から当議案の撤回の申出がありましたので、私から特別委員会の委員長に撤回の申出があった旨を通告いたしました。

このあと、日程第2の中で委員長報告をしていただきます。

— 日程第2 議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度 佐々町新庁舎建設工事） —

議長（淡田 邦夫 君）

それでは、日程第2、議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）を議題とします。

新庁舎建設に関する調査特別委員会委員長から報告をお願いいたします。

6番。

（新庁舎建設に関する調査特別委員会委員長 阿部 豊 君 登壇）

新庁舎建設に関する調査特別委員長（阿部 豊 君）

6番、阿部豊でございます。私のほうから、新庁舎建設に関する調査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

開催日時は10月1日、出席委員は全員ということでございます。

冒頭、先ほど議長から説明がありましてとおり、議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）が委員会に付託されました。10月1日に委員会を開催し、審

議を予定していたところ、執行のほうから、事務手続に不備があるため撤回をさせてほしい旨の申出がありました。

委員会としましては、執行が撤回をされましたので、審議ができない状況ということになります。

委員会に付託された議案の撤回となりますが、議会運営の実務上、付託委員会での承認は不要であり、会議規則上、本会議で撤回の承認の議決があれば議案の撤回は可能であることから、委員長としましては、撤回の採決を本会議に委ねることとし、終了しております。

以上、委員会報告と代えさせていただきます。

（新庁舎建設に関する調査特別委員会委員長 阿部 豊 君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

ただ今、委員長から報告がありましたように、付託議案の撤回により、審議はされておられませんので、委員長報告に対する質疑、それから、討論、採決は行いません。

そのため、本日9時30分から議会運営委員会を開催し、協議していただきました。

案件は、議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）撤回の件の1件です。

皆様にお諮りします。ただ今の1件の案件を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）撤回の件を日程に追加し、追加日程第1とし、以上の1件を議題とすることに決定いたしました。

議事日程配付のため、しばらく休憩します。

（10時04分 休憩）

（10時06分 再開）

— 追加日程第1 議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度 佐々町新庁舎建設工事）撤回の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これから議案の上程を行います。

追加日程第1、議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）撤回の件を議題とします。

先ほど委員長から報告がありましたように、この議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）撤回の件は、質疑、討論を省略し、本会議において採決をいたします。

お諮りいたします。議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）撤回の件について、撤回することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は撤回されました。
しばらく休憩します。

（10時07分 休憩）

（10時33分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議会運営委員会を開催し、協議していただきました。

案件は、議案第73号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）と、議案第74号 令和6年度佐々町一般会計補正予算（第3号）の2件です。

皆様にお諮りいたします。ただ今の2件の案件を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第73号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）を追加日程第2とし、議案第74号 令和6年度佐々町一般会計補正予算（第3号）を追加日程第3とし、以上の2件を議題とすることに決定いたしました。

議事日程配付のため、しばらく休憩します。

（10時34分 休憩）

（10時36分 再開）

— 追加日程第2 議案第73号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度 佐々町新庁舎建設工事） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2、議案第73号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第73号 朗読）

中身につきましては、事業理事兼庁舎建設室長をもって説明させますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

1ページめくっていただきまして、別紙がございますけれども、資料として工程表を付けております。

まずもって、おわびを申し上げないといけないと思いますけれども、工程表にありますように、令和6年1月のところの一番下の出来高の予定、実施というところを見ていただければと思いますが、1月時点で2.3%の遅れ、2月時点で同じく2.3%の遅れ、3月時点で5.52%の遅れ、4月時点で13.01%の遅れ、5月時点で25.67%の遅れ、6月時点で32.11%の遅れ、7月時点で32.33%の遅れということです。大変申し訳ございませんけれども、工期の延長を今回提案させていただいているところでございます。

議案書をめくって2枚目、2ページ目になりますけれども、別紙のほうを説明させていただきます。

別紙。変更前、工事名、令和4年度佐々町新庁舎建設工事。

工事概要、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事、造成工事、一式。

契約方法、条件付一般競争入札による落札者と契約。

契約金額、20億2,070万円、うち消費税1億8,370万円。

契約相手人、谷川建設・大成住宅特定建設工事共同企業体。

代表構成員、長崎市岡町9番1号、株式会社谷川建設 代表取締役 谷川喜一。

構成員、佐々町本田原免233の3、株式会社大成住宅 代表取締役 松本浩。

工期、自令和4年12月15日、至令和6年10月4日。

左のほうですけれども、変更後、工事名、工事概要は同じです。

契約方法、現契約者と随意契約。契約金額も同じです。契約相手人も同じです。

工期、自令和4年12月15日、至令和7年2月28日。

提案理由。令和4年12月14日議案第85号で可決されました本契約について、工期の変更が生じたので、請負契約の変更を行うものです。申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

ただ今、庁舎建設室長のほうから、各、令和6年1月からずっと遅れてきたパーセントだけ説明があったわけですが、遅れる原因というのはどのように捉えられているのか、それをお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

遅れる原因ですけれども、今申し上げましたように、昨年の11月に新庁舎建設に関する調査特別委員会をしたときに、2%の遅れというのが取り戻せるのかというような御指摘をいただきながら経過していたところではございますけれども、今回このような格好で工事が遅れる中で、JVの谷川建設、JVさん、施工監理をお願いしている遠藤さん、そういったそれぞれの御意見をお聞きしたところでございます。

参考資料として事前にお配りした資料にも書かせていただいているところではございますけれども、現場のほうの意見としては、ことしの1月中旬ぐらいまでは大体工程どおりに進んでいたというふうに報告を受けているところでございますけれども、その後、工事を進めてい

くに当たって、外壁であるとか、また、サッシであるとか、そういったところのJVさんが作る施工図がございますけれども、その施工図を提出する、そのチェックを施工監理を行う設計業者の方が、設計業者、いわゆる監理業者、工事監理の業者の方がされるわけですが、そこに少しずつ時間がかかっていった。そういったところで、結果として去年の12月ぐらいから徐々に工事の遅れが出てきた。

工程会議の中でも、去年の12月に工期が心配だという話も出ていたというふうにお聞きしておりまして、そういったところの修正がなかなかできないまま開いて、工事の進捗が遅れていたというふうに認識をしているところでございます。

不足があれば、また御質問をいただいても結構です。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

少しずつ遅れてきたということで、事務量としては大変な業務があらうかと思うんですが、継続費でやっておるもんですから、当初、工程表どおりいくということで信じておったんですが、このような結果になって非常に残念に思います。

あとは、継続費じゃないそのほかの別の課のいろんな委託をなさっていますけれども、そこら辺についての、今は実際契約しているとの延長というのはあり得るのかどうか、所管課のほうから回答願いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

総務課も含めて、それぞれの関係各課がございますけれども、今回こういった形で大きく工期がずれ込むというふうなことでのしっかしとした調整ができておりませんので、私のほうから答弁させていただければと思いますけれども。

例えば、電算関係の契約等もございます。そういったところについては、今回工期が延長になるという御承認をいただければ、それにあわせて、今、9番議員さんが御質問をされた部分での対応をしていきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

そしたら、次に令和6年度の当初予算の187ページに、翌年度の調書を報告するようになっていんですけども、その中でいいますと、庁舎建設事業のほうは、年割額でいきますと、令和4年度は33.8%、令和5年度決算においては47.3%、継続費の総額に対する進捗率ということで出してあるんですが、合わせまして81.1%終わっているような令和5年度末になっているんですが、この考え方についてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

今御質問がありました、当初予算の187ページにある継続費の調書の件ですけれども、令和4年度につきましては、当初予算編成時点では決算ができておりますので、前々年度末までの支出額ということで4億2,702万5,000円というところで書かせていただいております。

それが、先ほど御質問にあったように、進捗率として33.8%ということになっておりますけれども、その翌年度の47.3%で、金額的には12億7,700万円というところで進捗をする予定ということで、令和6年度の当初予算は整理をさせていただいて、その後に決算を迎えておりますので、この金額がちょっと大きくずれてしまっているというところになります。

参考資料としてお渡しした、継続費も含めた庁舎建設に係る予算の執行状況というようなものを少し、カラー刷りになったやつをお渡ししていたかと思うんですけども、その部分で見ていただくと、令和4年度の決算額が4億2,763万600円というふうになっております。その差が一部事務費の分が入っているというところでございます。

それから、令和5年、令和4年繰りの予算歳計とR5、令和5年というところでつけておりますけれども、決算で見たときには、令和4年繰りのいわゆる令和5年予算部分で3億7,000万円ほど、令和5年については1,800万円ほどが決算しておりますので、先ほど御質問にあった12億7,700万円のところについては、結果としては4億円程度の進捗しかしていないというふうなところがございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

私は、幾つかあるんですけども、一つは、今回、工期を約5か月延ばすということになるわけですけども、そういう契約を更新するということなんですが、これによって、いわゆる費用は膨らまないのか。

今までの工事との関係でいうと、枠はかなり余裕を見た枠が全体の契約で入っているんですけども、それは、あくまでも見積りに基づいて、実際に施工が進んでいく段階で、それに伴って払っていくというふうになるんですが、当然、期間が長くなれば、現場の経費はたくさんかかるというのが常識だろうというふうに思うんですね。そういう点でいうと、費用が幾ら増えるのかということは、どういう見通しを持っておられるのか、予測がつく範囲で結構ですので、お答えいただきたいということです。

それから、そのことをひとつ前提にしてなんですけれども、いわゆる工期が遅れるということは、たくさんのいわゆる損害を発生させるわけですね。だから、一般に工期を守るということは、工事業者にとっては、まさに生命線とも言えるべき重要なテーマなんですよ。

だから、例えば、商業施設なんかであれば、工期が守れないということになると、それについては違約金を払うということは普通に行われているわけです。

本町の場合も、こういう感じで5か月も遅れるということになって、更に費用が増えていくということになれば、その責任はどこにあるのかと。全部、その増えた費用は町が持ち出さなきゃいけないのかということになるわけです。

私は、やっぱり、この間の工程管理などをずっと見てみると、例えば、この工程表だけ見ても、5月の時点で25.7%ぐらいの遅れ、7月時点では32.33%の遅れ、後ろにいくに従って遅れの幅がどんどん広がっていくわけですね。

その間に新庁舎建設に関する調査特別委員会も開かれて、いや、その工期内に完成させますということは、実際にその工程管理などを行っていると思われる遠藤事務所なども言っており

ましたし、そして、庁舎建設室の担当からも、工程どおりに完成は間に合わせますと、今、遅れていますけど間に合わせますというのを再三に聞きました。

その上に、委員会でいろんな議論がある中で、町長からは、最終的には遅れそうだという話もあって、8月7日の日に三者で協議をしたと、その三者とも12月27日までには必ずできますということを言ったと、そして、町長は大変憤慨して、そのことについて業者に言ったけれども、そこまでしか縮まりませんという話だったという説明を受けて、新庁舎建設に関する調査特別委員会ではそういうことですかというふうに聞きました。

その上で、今回、12月27日までの工期延長という第72号の議案が出てきたんですけども、また突然それを撤回して、更に2か月延ばすという、この第73号議案なんですね。

だから、この経過はどうなっているのかと、経過がよく分からないと、何か言われていることをなかなか信用できないというのが今の私の思いであるし、多くの町民の皆さん方も、どうなっているのかということについて、大変疑問を持っておられます。

だから、そういった点では、やはり、その費用の問題、責任の問題というのは、はっきりさせるべきではないだろうかというのが1点ですね。

2点目は、まず1点目についてお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、永田議員、ちょっとすみません。永田議員、もう1回、工期の延長の費用はということが1点、それから、違約金はどうかということがありました。（4番「違います。」）

しばらく休憩します。

（10時53分 休憩）

（10時53分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

庁舎建設に伴う進捗状況ということで、先ほど永田議員からお話がありましたように、令和6年8月7日に、私も、遠藤建築設計事務所の工事の監理者、それから、谷川建設と私と三者で協議をさせていただきました。

その折、大変遅れているということでお話がありまして、10月4日の完成は難しいというお話もお聞きいたしましたし、しかしながら、先ほどもおっしゃったように、住民の皆さんとの約束をしている以上は、令和7年1月には引っ越しをさせていただきたいと、供用開始させていただきたいということで、それは譲れないということでお話をして、二者からそういう御了解をいただいたつもりでございました。私もそういうことで話をして、現在、完成に向けての工事が行われているということでお話をお聞きして、二者から1月7日には供用開始できますよというお話をお聞きしたわけでございます。

町といたしましても、工事の進捗というのは、やはり新庁舎が、やっぱり我々も不足していたんじゃないかということを感じているわけでございますけど、今後もそのようなことがないように、十分、改めて職員にもお願いをして、指導をさせていただきたいとは思っているところでございます。また、私自信も大変深く反省をしているところでございます。

断熱材のいろんな問題で、やはり、第1回目目入札が不落になったということで、町としても少しは遅れて、コストが抑えていたものですから、やはり、そこらでいろんな問題、設計者

との了解がなかなかできなかったということが、遅れた原因もあるわけでございますけど、やはり最終的な変更をしたわけでございますので、設計変更の意思疎通が、設計者との意思疎通がなかったんじゃないかということもあるわけでございます。

一般的に言いますと、建設工事の業務設計を結んでおりますので、やはり契約書に記載の履行期間が守られなければならないということを、今、永田議員さんがおっしゃったように、私もそういうことで考えているわけでございますけど、やはり事業を進めている中で、少し配慮が足りなかったんじゃないかと思っているところでございます。

この施工に関して、先ほどお話がありました費用の分担につきましての費用はどうなるのかということ、それから、責任の問題はどうなるのかと。

この工事は、私も現予算の範囲内でお願いをしたいということを考えているわけでございますけど、あわせて今後の事業についても、見通しにつきましては、改めて特別委員会のほうにお示しさせていただきたいと思っておりますし、それから、責任の問題についても、その中できちっと、施工をしたあとにやらなければならないと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

どちらにしましても、安全安心な防災拠点でございますので、早く施工をさせていただいて、完成を見たいと考えておりますので、御協力いただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

町長はそういうふうにお答えになるんですけども、実際に私たちも心配をしてきたわけですね。それで、遅れは大丈夫ですかということを再三聞いたんですが、期日までにいけますということは言われた。何を根拠にそういうことを言われたのかですね。

それで、それが、じゃあ、その7月の時点で既に30%遅れておったわけですけども、その時点で、普通、工事が遅れていたら、突貫工事してでも間に合わせようというふうに普通なるんだろうと思うんですね。それが、8月は確かに猛暑もありましたが、8月、覆いが取れてからの庁舎の建設状況を毎日のように見ておりましたけれども、ほとんど業者の方が出入りする様子もあまりなく、全体として、その事業、係っている人の数もない。

大体、私も建設現場で働いた経験がありまして、佐世保の市役所の建設現場で働いたことがありましたが、完成前の2か月は、もちろん規模も違うんですけど、2か月、3か月というのは、24時間体制で、当時はたくさんの業者が入り乱れて仕事をするという状況だったんです。

だから、10月末完成というのは、9月に入ってもそういう慌ただしい動きというのは見えられないということを見ると、これは無理だなという感じがしていました。

要するに何が言いたいかというと、工期を縮めようと努力したのかと。実際工期が遅れているということは何回も指摘して、そういうことについて、工期を縮めようと、完成を一日でも早めようというふうに努力したのかということは全く見受けられなかったと。

この間、新庁舎建設に関する調査特別委員会の中では、工程監理を、実質的に現場の監理を担っていた設計事務所に委託をしていたのに、その設計事務所からは、私たちに責任はありませんということばかりの資料しか出てこなかった。

私は、こういう業者との関係というのは、意思疎通ができなかったというような生易しい問題ではないのではないかと、基本的に、信頼するに足らないという、そういう監理者ではなかったのかなという思いがしております。

そういう点で考えますと、本当に、この工期延長案というのが本当に信頼できるものかとい

うことについて、更に検証すべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）
事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

手前で4番議員さんが御質問をされた部分を少しちょっと補足説明をさせていただければと思いますけれども。

まず、今回の工期が延びることによって発生する費用ですけれども、これにつきましては、現時点では、9月9日に特別委員会を開いていただきまして、そのときに参考資料としてお示しした金額というところまでしかございません。それにつきましては、昨年の11月にお示しをさせていただきました屋根の断熱材の変更等に係るもので2,350万円、ことしの2月に特別委員会で御説明をさせていただきましたインフレスライドとしての約2,000万円、今回追加が見込まれるとして御説明をさせていただいたのが、階段等の手すりで1,600万円、設計の漏れがありましてということで1,700万円、そのほかというところで3,550万円。あわせて、9月9日の委員会のときには、12月の末工期ということで、3か月ほど延長になりますという説明をさせていただいて、3か月延長で1,400万円ほどの経費が加算されるということでの参考資料を御提示させていただいて、全体で9,400万円ほど増額になる見通しですという話はさせていただきました。

先ほど、一般的な話としての損害金の話が出ましたが、通常、工事の中で遅延が発生すると、遅延損害金といった話をさせていただくんですけども、今回の工事の延長に係る要因というのが、先ほど4番議員さんもおっしゃられましたけども、施工業者のほうは、施工図を提出して、それを承認してもらうまでに時間がかかった、施工図の承認が遅れたんだという主張をされる。また、施工監理を行う監理業者の方は、施工図の遅れがあった、施工図の提出が遅れた、若しくは修正をかけたあとの施工図の修正図面が思うように早く戻ってこなかった。

また、特に、この施工監理業者が言われているのは、私たちは、庁舎建設工事の施工監理業務を受けるときに、先ほど町長も少し申し上げましたけども、1回目の不落で約2億円ほどの減額設計を行っておりますけれども、その一部を戻していくと、いわゆるその懸念項目、減額1億9,300万円ですけど、約2億円ほどの減額設計をした内容について懸念があるので、それを戻すことを条件として施工監理業務を委託しているんですと。そういったところがあって、結果として、費用は発生していないといいますが、契約額、監理業務の契約額が増額とならない中で、人員体制も厳しい中進めてきたので、私たちの施工監理業者のほうからの話としては、遅れていったんですというふうな話をされる。

9月9日以降も含めて、業者と様々な話をさせていただきましたけども、これは事業理事としての私の感想ではありますが、現時点で細かい工事の延長に係る理由といいますが、そこが本当に、どのような状況なのかというのが明確にできないままだったものですから、今回は、町からの契約変更申込みというふうな事務処理をさせていただきながら、工期の延長をさせていただいたというところでございます。

9月9日の特別委員会では、その工事遅延に係る町の見解書をしっかりと示すべきというふうな御指摘もいただいたところではあったんですけども、そこが明確に現時点でも示しきれなかった。ただ、現実として工事が遅れておりますので、そういったところで今回、工期の延長をお願いせざるを得なかったという事情があるというところでございます。御質問にしっかり答えられたかどうか分かりませんが、そうしたところで。

最後に、今回の工期、いわゆる2月28日で提案をさせていただいておりますけれども、ここでしっかりとできるのかということですが、現時点で施工業者とも協議をさせていただく

中では、今後、災害等特別な事情がない限り、大丈夫じゃないかというふうに思っているところでございます。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

今の説明で、その実態がやっぱり非常によく分かるというふうに思うんですね。要するに話を、超簡単に言ってみれば、設計変更をした部分について元に戻すということを約束しとったのに、それで、その分の費用とかというのもまたかかるのに、それは全部無料でやれと言われたと。要するに、金を出さなかったから遅れたのは仕方がないと言わんばかりのそういう言い訳なんです。その監理者の設計事務所はですね。それは通らないでしょうっていうふうに思うんです。

だからといって、普通、私も工事業者の仕事をしたことがありますから、施工図を出したら、いつまでに施工図を出せと言われたら、大体3日ぐらいで返ってくるというのが普通なんです。少々難しい細かい施工図でも、点検を受けて返ってくるというのは1週間もあれば返ってくるんです。でも、聞くところによると、3か月も4か月も返ってきていないというのは、その監理する設計事務所の施工図を承認する係のところの怠慢としか言いようがないんですよ。

それによって、聞くところによれば、その業者の方は、実際に予定していた施工計画が狂ってしまって、業者の方、さらに仕事をしていただく業者の方に、拘束するわけにはいかないので、工程が更に遅れるという悪循環でしたというお話も伝え聞いております。そういうことを考えますと、本当にやはり、設計事務所の責任というのは本当に大きいんじゃないだろうかと。だから、ここをね、言ってみれば、最後まで使い続けるということについては、本当に信用できないっていうのが私自信の感想です。

それで思いますのは、やはり、この工程表というのを第三者にもう1回見てもらって、それで、実際の今の到達と、契約関係というのは、やっぱり一旦破棄すべきではないかというふうに私は思っておりますがいかがでしょうか。町長、どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（11時09分 休憩）

（11時10分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただ今、4番議員さんから言われております建築の施工監理関係でございますが、なかなか、今言われます、私ももそのようなことを考えてみましたが、一回そういう施工監理を受けたところから次の施工監理に移っていくというのは非常に難しいということ、ほかのところでもお聞きしまして、今のところは、今、遠藤建築設計事務所の監理ということで、私どもとしましては、最後までお付き合いをさせていただきたいというふうに考えておりますので、

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 問目ですけど、4 問目までは許可します。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

お考えは分かりました。

それで、あと、ちょっと細かい話なんですけども、電気工事のことで、私は分かるんで、電気工事の工程ぐらいのことなんですけど、これは電気工事の、要するに受変電設備等の高圧の引込みの計画というのは、この表の中に載っていないんですけども、これ分かれば、これも教えていただきたい。

日程、結構重要な日程になると思うんですよ、工程の中ではね。それで、引込みの日程と、それから、キュービクルをいつつけるのかというのは非常に重要な日程なので、それが動かないと、実際の竣工までの工事が滞るというふうになると思うんですよ。だから、それが入っていないので、分かる資料があれば教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（11時12分 休憩）

（11時16分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

先ほどの質問は、工程表で、ちょっと字が小さかったのでよく確認できなかっただけです。分かりました。結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

すみません、お時間を取って申し訳ございません。

新しい工程表のところでいったときに、12月の末に受電という予定になっております。12月の26、27、28、そのあたりになろうかというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

私は、この契約締結には反対します。

質疑の中でも明らかになったように、やはり、今の監理事業者と随意で契約を続けて結ぶということは、この将来に向かって大変大きな禍根を残すのではないかということを懸念して、ある意味、少し遅れても、やっぱり立派な庁舎を造ってほしいという思いで、今回の契約は見直すべきだというふうに考えますので、反対します。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

賛成討論をいたします。

本議案については、施工事業者の工期の延長という内容でございます。反対された部分については、ちょっと意味合いが違います。

また、町からの工期延長申入れということで、現時点で原因究明に至っていないという苦しい状況は把握しますが、早期に完成をさせることが、住民の利益に私はつながるものと思います。

よって、今回の工事についての工期延長については賛成をさせていただきたいと、これが住民の利益につながるというふうに私は理解しますので、賛成討論をさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第73号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は可決されました。（阿部議員「議長。」）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

動議を提出したいと思います。

動議の内容も聞いてもらえば、動議の内容よろしいですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

動議の内容は、今回、先ほど可決しました、議案第73号の工期延長に伴う附帯決議の提出をしたいと思っておりますので、その提出についての動議でございます。

（「賛成します。」の声あり）

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（11時20分 休憩）
（11時20分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。
6 番。

6 番（阿部 豊 君）
文書で提出するため、暫時休憩を取っていただければありがたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（11時20分 休憩）
（11時38分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
先ほど、阿部議員のほうから、議案第73号に対する附帯決議が提出されました。
議事日程協議のため、議会運営委員会を開催しなければなりませんので、本会議を13時から開会したいということで、暫時休憩といたします。
しばらく休憩します。

（11時40分 休憩）
（13時03分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
先ほど議会運営委員会を開催し、協議していただきました。
案件は、決議第1号「議案第73号工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）」に対する附帯決議（案）についての1件でございます。
皆さんにお諮りします。ただ今の1件の案件を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、決議第1号「議案第73号工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）」に対する附帯決議（案）について、追加日程第4とし、以上の1件を議題とすることに決定いたしました。

議事日程配付のため、しばらく休憩します。

（13時04分 休憩）

（13時05分 再開）

— 追加日程第3 議案第74号 令和6年度 佐々町一般会計補正予算（第3号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3、議案第74号 令和6年度佐々町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第74号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、議案の次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。15款県支出金、補正額829万5,000円、計6億81万5,000円。3項委託金、補正額829万5,000円、計3,248万8,000円。

歳入合計、補正額829万5,000円、計92億6,209万7,000円。

歳出。2款総務費、補正額829万5,000円、計14億1,033万1,000円。4項選挙費、補正額829万5,000円、計952万3,000円。

歳出合計、補正額829万5,000円、計92億6,209万7,000円。

次のページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括については割愛をさせていただきます。

今回の追加で補正予算を計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、10月15日公示、27日投開票の日程で予定されております衆議院議員総選挙の経費を計上しております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

予算書の4ページをお願いいたします。

今回執行予定の衆議院議員総選挙の概要については、先ほど税財政課長のほうから説明がありました。今回の補正予算では、1節管理者等報酬として、投票管理者、投票立会人の報酬138万2,000円、3節の職員手当等に職員の時間外手当319万5,000円など、選挙の執行に必要な経費を計上いたしております。

財源につきましては、全て県支出金となっております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）
この選挙に関しまして、会計年度任用職員の5名と書いてありますが、大体、日程的には何日ぐらいを想定なさっているのでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）
会計年度任用職員につきましては、5名の雇用を予定しておりまして、うち2名につきまして、投開票の準備事務といたしまして2名を20日間、それから、期日前投票の受付事務といたしまして3名を予定しておりまして、3名の11日間を予定しておるものでございます。
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第74号 令和6年度佐々町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 追加日程第4 決議第1号 「議案第73号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度 佐々町新庁舎建設工事）」に対する附帯決議（案） —

議 長（淡田 邦夫 君）
追加日程第4、決議第1号「議案第73号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）」に対する附帯決議（案）についてを議題とします。
事務局長に朗読させます。
議会事務局長。

議会事務局長（荒木 洋介 君）

（決議第1号 朗読）

議長（淡田 邦夫 君）

ただ今、朗読が終わりました。

提出者の阿部議員から何かありましたら発言を許可します。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

私自身、新庁舎建設に関する調査特別委員会の委員長を仰せつかっておりまして、今回の工期の変更は可決いたしました。その部分について、議会として特別委員会を設置しておきながら、どのようなチェックをしておったのかという部分について、責任を痛感しておる次第でございます。

今回の決議案は、特に指摘した、いわゆる工期の遅延について、繰り返しになりますけれども、工期の遅延についての原因がはっきりといただいていないというような状況ではなかろうかという中で、実際、工事自体が間に合わないということで、議会としては苦渋の選択の工期延長という議決に至ったわけです。

今後、特に変更に伴って予算の金銭的な部分が発生してくるわけですが、そのところを、書いてあるとおり、はっきりと執行側は究明して対応をしていただきたいという思いを込めての決議案でございますので、同僚議員各位の御賛同をいただければと思っております。

以上。

議長（淡田 邦夫 君）

これから、質疑がございましたら。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。決議第1号「議案第73号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）」に対する附帯決議（案）について、原案のとおり決議することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決議することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れ様でした。

（13時15分 散会）